

◎新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等について

（参考：令和5年3月17日 文部科学省通知）

（1）基本的な考え方

児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。基礎疾患等の諸事情や感染不安等からマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒のいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用による差別・偏見等が生じないように適切に指導すること。

（2）入学式の実施に当たっての留意事項

今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事において、マスクの着用は求めないことを基本とする。保護者や来賓等においては座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は必要ないこと。

（3）効果的な換気の実施について

「感染のリスクが比較的高い学習活動」とされるグループワークや合唱、共同制作や鑑賞活動調理実習、組み合ったり接触する運動等の教育活動の場面においては、2方向の窓を同時に開けて常時換気を行うこと。

（4）感染源を断つこと

発熱やのどの痛み、咳など普段と異なる症状がある場合は登校しないこと。5月8日の5類感染症に位置づけるまでは、これまで通り、出席停止等に対応すること。また、家庭でも検温を継続し学校においても健康状態の把握を実施すること。

（5）感染経路を断つこと

外から教室に入る時やトイレの後、給食前後の手洗いを指導すること。ハンカチで口を覆う、袖で口・鼻を覆う等、咳エチケットを指導すること。アルコール消毒は補助的なものであり、流水や石けんでの手洗いを基本として指導すること。

（6）抵抗力を高めること

「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を家庭と協力し、身体全体の抵抗力を高めるよう指導すること。

（7）透明マスクの活用について

学校教育活動においては、教職員も基本的にはマスクの着用は必要ありません。教職員が何らかの理由によりマスクを着用する場合に、幼児児童生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクを活用することも考えられること。